

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度は常務理事1名、事務局3名の常勤役職員4名で運営(18年度から、臨時職員2名のうち1名をプロパー職員に登用)している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・事業の財源は、県、伊方町からの委託料、四国電力からの寄付金及び基本財産の運用収入であり、収入に見合った事業を行っており、これまでの黒字経営により、毎年度、財政調整積立金預金を積み立てるなど、健全な財務基盤を維持し、安定した経営を行ってきた。

18年度は、臨時職員のプロパー職員への登用などにより、財政調整積立金預金の取崩しを行い充当した結果、当期正味財産が697千円減少している。

- ・広報事業については事業の成果が見えにくいのが、当法人の目的である原子力等に関する普及啓発と理解促進は重要であり、1次評価にあるとおり、アンケートの実施などにより事業への参加者等の感想や要望等の把握に努め、可能な限り成果の把握を行い、その結果を踏まえた、より効率的で効果的な広報事業の実施に努めていただきたい。
- ・また、広報センターについては、開設当初は1万人程度(昭和63年度)の利用者があったが、老朽化・陳腐化等により減少し、18年度は利用者数が1,811人(前年度比23%減)と大幅に減少している。このため、1次評価にあるとおり、既存施設を最大限活かしながら時代に沿った展示品に取り替えるなど展示方策の検討や日本一細長い佐田岬半島に立地していることを活かして近隣観光施設等との連携を図るとともに、教育機関などの関係機関への利用促進の働きかけを強化し、引き続き、原子力及びその平和利用に関するグローバルな科学技術の動向や地域の関心が深い分野などの情報提供に留意しながら、常にわかりやすい展示に努め、利用者増と原子力理解の促進に努めていただきたい。特に利用者数については、改革実施計画の取組み指標に設定するなど、積極的に取組んでいただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・18年度は役員数は12名、うち1名は常勤である。職員数は3名で業務を行っている。
- ・給与は、常勤の役員も含め、伊方町の給与に準じている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与は、原子力発電に係る知識の普及啓発等の原子力広報事業に係る委託のみである。(県所有の伊方原子力広報センターの管理運営については、建物、展示物を合わせて、県の行政財産として、財団に使用許可しており、経費は当法人が負担している。)
- ・県の委託料の財源は、原子力広報事業のための国からの交付金で、用途は広報事業に限定されているが、1次評価にあるとおり、今後とも県民ニーズに即したより効率的・効果的な原子力広報事業を展開するため、県、当法人、町との役割分担や事業内容の見直しを行い、効果的な広報事業の成果向上に努めていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・原子力に関する県民理解促進のためには、県、伊方町、四国電力が役割を分担して、連携して事業を行う必要があることから、常務理事に県職員OBが1名、非常勤役員に原子力安全対策推進監ほか2名の県職員の計4名が就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・ホームページにおいて、寄附行為、役員名簿、事業報告書、事業計画書、財務関係資料等を公開しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

- ・展示施設である広報センターとしての役割を果たすため、常にわかりやすい展示に努め、利用者の増加及び原子力の理解の促進を図ること。